

# 業務連絡

2021年11月9日  
J R 東海労新幹線関西地本  
編集 業務部 No. 1 1

2021年11月9日、新大阪日之出会議室において「申」第12号について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

## 「新幹線乗務員に対する54歳原則出向」における出向保留の不誠実な会社対応に関する 緊急申し入れ

会社は、新幹線乗務員の54歳原則出向対象者に対し面談を行ってきた。しかし、担当した管理者は、出向に行かず乗務員を続けていく意向と質問や疑問に答えるどころか、二度目の面談では「出向先の就労条件」を一方向的に突きつけた。会社は対象の東海労組合員を、職場から放逐し10月1日出向に出す事だけを目的とする対応を行ってきた。

また、会社は出向先会社との面談を9月10日から開始し、9月16日に面談を受ける直前の組合員に対して突如、出向の保留を通告した。また、その面談を受けた3名の組合員にも出向の保留、見合わせるとの通告を順次、行った。

4名の組合員はあくまでも乗務員を続ける意向を繰り返し主張してきたが、面談が進む中において会社は出向の決定を撤回することはなかった。しかし、突然の「出向先会社と調整」を理由にした10月1日からの出向保留を通告された組合員の気持ちは、怒りを隠せない。会社は対象の組合員を引き回し、家族をも巻き込み不安と迷惑を与えた行為に対して組合員に正式に謝罪をするべきである。さらに、この事態に陥った全ての経過と検証を明らかにし、現状に見合わない就業規則の出向に関する条文と出向規程の見直しを実施することを要求する。

よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催の場を設定すること。

### 記

1. 組合員4名に対し、会社として正式に謝罪すること。

#### 【会社回答】

会社として適切に対応しており、謝罪する考えはない

2. 精神的な負担を与えた組合員4名に対して、心が癒えるまでの期間、休業とすること。

#### 【会社回答】

そのような考えはない。

3. 組合員4名に突然、出向の保留を通知することになった経過、原因を全て明らかにすること。

**【会社回答】**

令和3年10月1日付けで予定されていた4名の出向については、会社（JR東海）と出向先会社との間で出向に関する調整が発生したため、内3名に対しては9月16日に、1名に対しては9月17日に、それぞれ理由とともに10月1日付けの出向の取り消しの通知を行った。

4. 今回の事態に陥った理由と検証を明らかにすること。その検証が明らかにされるまでの間、全ての出向の命令を停止すること。

**【会社回答】**

理由は、会社（JR東海）と出向先会社との間で出向に関する調整が発生したためである。

全ての出向の命令を停止するという考えはない。

5. 組合員4名に出向を通知した出向先会社「スリーエス(株)」と会社との関係を全て詳細に明らかにすること。

**【会社回答】**

3の回答と同じ。

6. 会社として今回の事態についての見解を明らかにすること。またその見解を社内誌「おれんじ」に載せて全社員とその家族に周知すること。

**【会社回答】**

令和3年10月1日付けで予定されていた4名の出向については、会社（JR東海）と出向先会社との間で出向に関する調整が発生したため事前に10月1日付けの出向の取り消しの通知を行っており、取扱いに問題があるとは考えていない。また社内誌等で周知をする考えはない。

7. 今回の事態を通して会社が出向先会社の労働条件を把握していない実態が明らかになった。特に「スリーエス（株）」は労基法に違反する社員管理が行われている。仮に社員に出向を命じるのであれば、会社は出向先会社の労働条件を全て把握し、労基法に違反する社員管理を行っているいわゆる「ブラック企業」への出向を禁ずること。

**【会社回答】**

出向先は、各人の適正、能力及び希望等を踏まえて幅広く検討し、決定する。尚、出向を命ずるにあたっては出向規定に基づき出向先、出向先の業務内容、就労条件を明示する。

《若干のやり取り》

## 不誠実な回答に抗議！！

会社は、大阪の東海労組員 4 名の出向中止の具体的理由を出向先会社と「調整中」だけの事実を覆い隠す不誠実な回答に終始しました。

(組合) 全然回答になっていない。

ほとんどの項目の回答で、10月1日に組合員4名の出向が中止になった具体的な理由が、「調整中」では全くわからん。

(会社) 会社からお話できることはない。

(組合) 不誠実な対応だ。

(会社) 会社としては適正な対応だ。

(組合) 会社が出向会社の労働条件を把握していない実態が明らかになったことを、組合はつかんでいるし、具体的に出向中止になった原因を言わないということか。出向先会社の勤務実態が違法なことをやっていたことは聞いていないのか？

(会社) 出向先の就労条件は明示されていて問題ない。

(組合) その実態が、変形労働時間制において月の法定労働時間を超していた。労基法違反だ。ご存じか？

(会社) 規定に基づいて就労条件は明示している。その規定が法律に違反するとは考えていない。

(組合) 労基法は法律ではないのか？

(会社) 労基法に違反しているとは考えていない。会社が明示している就労条件が労基法に違反しているとは考えていない。

(組合) 月の法定労働時間を超えていた事実を知らないのか？

(会社) その事実が今、手元になくて何とも言えないが、会社が明示している就労条件について法律に違反しているとは考えていない。

(組合) 実際にあった。

(会社) それは就労条件通知の内容とは別に実態としてあったということか？

(組合) そうだ。先日、組合と出向先会社スリーエスとの間で団交が開催されそこで明らかになった。

**組合と出向先会社スリーエスとの団体交渉の場で明らかになった実態！！**

**事前の JR との協議の中で、月の労働時間 180 時間と説明してあった。**

**このことは既に月の法廷労働時間を超えた違法な取扱いを JR は把握していたということになる！**

(会社) 就労条件通知には問題ない。

(組合) そんな問題がある出向先会社スリーエスへ今後も出向はあるか？

(会社) 本人にも話しがあると思うが、先方の都合で取り消しになったということは話がある。

**やっぱり問題があった！！**

**今後、スリーエスへの出向はないと明言！！**

(組合) 今後もスリーエスへの出向はあるのか？

(会社) 10月1日に関わらず、スリーエスさんへの出向はない。

(組合) 原因があって出向中止となったにも関わらず具体的な理由なし、説明もなしでは当該組合員は納得していない。その中で、清算もされていない中で再度組合員に出向の話しが再開された。本人も当然そうだが、納得できない。本人の同意を得ること。

(会社) ご主張として聞いておく。

以上